

令和7年度 喜多方市社会福祉法人指導監査実施方針

社会福祉法人の指導監査を効率的かつ効果的に実施するため、喜多方市社会福祉法人指導監査実施要綱第4条の規定に基づき、令和7年度の指導監査基本方針及び重点着眼事項を次のように定める。

1 基本方針

近年の社会福祉事業においては、福祉サービスのニーズが多様化し、サービス提供者も拡大している状況にある。このような中で、社会福祉法人（以下「法人」という。）は地域福祉において中心的な役割を果たすべく、自ら提供するサービスの質の向上を図るとともに、地域におけるさまざまな福祉需要への柔軟な対応や地域福祉を支える人材の育成など、より公益性・公共性の高い福祉サービスの提供が強く期待されている。

のことから、市においては、公正かつ適正な法人運営や事業経営の透明性の確保を図るため、指導監査を実施するものである。

また、指導監査の実施にあっては関係法令及び国の通知等に基づき公平性や不偏性の確保に努めつつ、以下の項目に重点を置き、指導を行うこととする。

2 重点着眼事項

(1) 適正な法人運営の確保

ア 法人が事業経営をするにあたり、意思決定を行う理事会において、要審議事項が定款に基づき審議、決定され、必要に応じ開催されているかなど理事会が適切に運営されているか。また、理事会の議事録が適正に記録・保存されているかを確認し、その適正化を図る。

イ 評議員会は諮問機関としての役割を十分に果たしているか。また、評議員会の議事録が適正に記録・保存されているかを確認し、その適正化を図る。

ウ 監事監査は、財務及び事業経営についての実質的な監査が行われているかを確認し、その適正化を図る。

エ 定款、法人が経営する事業、財務状況等を広く住民に公表するなど、透明性を確保しているかを確認し、その適正化を図る。

オ 苦情解決の取り組みや外部監査の実施、第三者評価の受審、地域に開かれた事業経営及び地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動を行っているかを確認し、その適正化を図る。

(2) 適正な資産管理及び会計処理の確保

ア 施設の敷地及び建物等の財産が適正に管理されているかを確認し、その適正化を図る。

イ 法令等に基づく適切な法人会計の管理を確保するため、会計経理事務にかかる内部牽制体制の確立が図られているか。また、関係通知や経理規程に基づく適正な経理事務並びに適切な契約事務が行われているかを確認し、その適正化を図る。

(3) 適正な運営管理体制の確保

ア 公共性の高い社会福祉事業の実施については、法令の順守及び公正かつ適正な法人運営の確保が求められることから、職員の処遇についても人事・労務管理が管理規程や就業規則等に基づいて適正に行われているかを確認し、その適正化を図る。

イ 社会福祉法人の運営については、その運営理念に沿って効率的な業務執行を図るとともに、それぞれの業務にかかる責任体制の明確化が図られているかを確認し、その適正化を図る。

ウ 職員等の各種研修への参加の機会が積極的に設けられているか、また、内部研修等が充実しているかを確認し、その適正化を図る。